



2025年1月10日

各 位

会社名 株式会社 松屋
代表者 代表取締役社長執行役員 古屋毅彦
(コード番号 8237 東京証券取引所プライム市場)
問合せ先 総務部コーポレートコミュニケーション課
課長 関 泰程
(TEL. 代表 03-3567-1211)

長期保有株主優待制度の新設に関するお知らせ

当社は、2025年2月28日基準の株主優待より、現在の株主優待制度に加え、長期保有株主優待制度を新設することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 長期保有株主優待制度新設の理由

当社は、株主の皆様の日頃からのご支援に感謝するとともに、当社株式への投資の魅力を高め、より多くの方々に当社株式を保有していただくことを目的として株主優待制度（松屋株主お買物優待カード）を導入しております。

この度、当社株式を長期にわたり保有していただける株主様にさらなる感謝の意を表するとともに、将来にわたって当社の成長をご支援いただきたいという思いから、通常の株主優待制度に加え、長期保有株主優待制度を新設することといたしました。

2. 長期保有株主優待制度の内容

下記①、②いずれかの条件を満たす株主様へ、毎年5月、当社の対象店舗やオンラインストアでのお買い物にご利用いただける松屋ポイントを進呈いたします。

	継続保有期間	保有株式数	進呈ポイント数
①	3年以上	500株以上	5,000ポイント
②		2,000株以上	10,000ポイント

※ ご利用にはWEB上で松屋ポイントカード会員への登録が必要です。松屋ポイントカードの詳細は当社WEBサイトをご覧ください

[\(https://www.matsuya.com/corp/card/point/\)](https://www.matsuya.com/corp/card/point/)

※ 松屋ポイントのご利用時は、当社の株主優待制度である「松屋株主お買物優待カード」との併用はできません

3. 継続保有期間の条件

「継続保有期間3年以上」とは、毎年2月末を長期保有株主優待制度の基準日として、同一の株主番号で、毎年2月末日及び8月31日を基準日とする当社の株主名簿に、連続7回以上記載されることといたします。

- ※ 2025年2月28日を基準日とする場合、2022年2月28日の名簿を1回目として、同一の株主番号で連続7回記載されることが必要となります
- ※ 長期保有株主優待制度の対象となった以降に、株主名簿に本制度の条件である500株以上、もしくは2,000株以上保有の記載がされなくなった場合には、その時点で本制度の対象外となります（ただし、上記2.長期株主優待制度の内容の②の対象株主様が2,000株を下回った場合でも、500株以上保有ならば同①の対象となります）。再度本制度の対象となるためには、改めて同一の株主番号で連続して7回以上、株主名簿に本制度の条件である500株以上、もしくは2,000株以上保有の記載がされる必要があります

4. 新設の時期

長期保有株主優待制度は、2025年2月28日現在の株主名簿に記載されている株主様より適用いたします。また、本制度の対象となる株主様を特定するために、2022年2月28日現在の株主名簿まで遡り条件を満たす株主様を確定いたします。

なお、対象の株主様には、2025年5月下旬頃に送付する松屋株主お買物優待カードとともに、本制度のご利用案内を送付させていただく予定です。

5. 株主優待制度に関するお問い合わせ先

フリーコール 0120-989-081

午前10時—午後6時（日曜日・火曜日・年末年始を除く）

※ 受付日時は変更になる場合がございます

以 上